

第33号議案

島根県風致地区条例を廃止する条例

島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にしたこの条例による廃止前の島根県風致地区条例の規定に基づく行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第21号を次のように改める。

21 削除	
-------	--